

刈谷市保育体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により都道府県知事が認可している保育所をいい、都道府県及び市町村以外の者が運営するものに限る。以下同じ。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、保育に係る周辺業務を行う人材の配置に要する費用を補助することにより、保育士の負担を軽減させ、保育士が働きやすい職場環境を整備し、保育士の就業継続及び離職防止を図るために交付する刈谷市保育体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者が次に掲げる者を市内の私立保育所に配置する事業とする。

(1) 保育支援者（次のいずれにも該当する者をいう。以下同じ。）

ア 保育士資格を有しない者

イ 平成26年4月1日以後に、新たに私立保育所に配置された者

ウ 次に掲げる業務を行う者

(ア) 保育を行うための場所、設備及び備品の消毒又は清掃

(イ) 給食の配膳及び後片付け

(ウ) 寝具の準備及び後片付け

(エ) 日本語を話すことができない保護者との意思疎通に係る通訳及び翻訳

(オ) 園外活動時における児童の見守り等（市長が適当と認める交通安全に関する講習等を受講した者が行うものに限る。）

(カ) その他保育士の負担軽減に資する業務

(2) スポット支援員（次のいずれにも該当する者をいう。以下同じ。）

ア 市内の私立保育所に保育支援者として配置されていない者

イ 平成26年4月1日以後に、新たに私立保育所に配置された者

ウ 繁忙な時間帯又は特に児童の見守り等が必要な時間帯に部分的に配置される者

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育支援者及びスポット支援員の配置に要する給料、職員手当等、賃金及び共済費とする。

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業により補助の対象とされる費用については、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）補助対象経費の額から補助対象事業を実施するに当たり収入として得た額を控除した額

（2）次に掲げる額を合算した額

ア 愛知県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成29年1月27日施行）別表間接補助事業の部保育体制強化事業の項1．保育支援者の配置に定める額に、保育支援者に係る補助対象事業を実施した月数を乗じて得た額（保育支援者が第2条第1号ウ（オ）に掲げる業務を行う場合にあっては、当該額に、同項2．児童の園外活動の見守り等①に定める額に当該業務を行った月数を乗じて得た額を加算した額）

イ 愛知県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表間接補助事業の部保育体制強化事業の項3．スポット支援員の配置に定める額に、スポット支援員に係る補助対象事業を実施した月数を乗じて得た額

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、刈谷市保育体制強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）刈谷市保育体制強化事業実施計画書（様式第2号）

（2）刈谷市保育体制強化事業収支予算書（様式第3号）

（3）補助対象事業に係る保育支援者及びスポット支援員の履歴書の写し

（4）保育支援者が第2条第1号ウ（オ）に掲げる業務を行う場合にあっては、

当該保育支援者が同号ウ（オ）に規定する講習等を受講したことを確認できる書類の写し

（変更交付の申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、別に定める日までに、刈谷市保育体制強化事業費補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更交付の決定等）

第7条 市長は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市保育体制強化事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により当該変更交付申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助決定者は、補助対象事業を実施した年度の末日までに、刈谷市保育体制強化事業費補助金実績報告書（様式第6号）に刈谷市保育体制強化事業収支決算書（様式第7号）を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、改正後の刈谷市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、改正後の刈谷市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年３月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年２月５日から施行し、改正後の刈谷市保育体制強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。